

令和 2 年度 久留米市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 2 年度久留米市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 135,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 27 日提出

福岡県久留米市長 大 久 保 勉

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 貸付事業収入		82,000
	1 貸付事業収入	82,000
2 繰入金		2,000
	1 一般会計繰入金	2,000
3 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
4 諸収入		1,000
	1 雑入	1,000
歳入合計		135,000

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		1 2 5, 6 9 7
	1 事業費	1 2 5, 6 9 7
2 公債費		6, 0 3 1
	1 公債費	6, 0 3 1
3 諸支出金		2, 1 7 2
	1 一般会計繰出金	2, 1 7 2
4 予備費		1, 1 0 0
	1 予備費	1, 1 0 0
歳 出 合 計		1 3 5, 0 0 0